

技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示について

1. 告示作成の背景・目的

第164回国会において、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

改正法において、港湾法を改正し、安全性を維持しつつコストの低減を図るために港湾の施設の建設等に係る技術基準を性能規定化することとしたところです。

技術基準の性能規定化により、従来の設計法にこだわらない設計者の創意工夫を活かした設計が可能となるため、施工においてもそれに対応するとともに、正確、円滑、かつ安全に施工するために必要な事項を告示で定めることを予定しております。

2. 概要

港湾法第56条の2の2第1項の技術基準対象施設を建設し、又は改良する者（当該施設の請負人を含む。）は、施工に当たり以下の事項を行うことを規定することを予定しております。

(1) 施工の計画

- ①あらかじめ施工の計画を作成することを標準とし、その計画には、当該施設の施工方法、施工管理方法、安全管理方法等を定めることを標準として規定する予定です。
- ②工事の進行又は現場の状況の変化により必要が生じた時は、施工の計画を変更することを標準として規定する予定です。

(2) 施工方法

施工方法は、当該施設が置かれる諸条件を考慮して定め、完成までに必要な工事の手順及び各段階の工事内容、使用する主要な作業用船舶並びに機械等の種類及び規格を定めることを標準として規定する予定です。

(3) 施工管理

- ①当該施設に使用する材料等の品質管理・出来形管理の方法等を定め、所定の品質規格・出来形が確保されるよう施工管理を行うことを規定する予定です。
- ②施工を円滑に行うため、実施状況管理、工程管理等を行うことを標準として規定する予定です。
- ③施工管理により取得した測定結果等の記録は、維持管理計画等に反映することを標準として規定する予定です。

(4) 安全管理

港湾工事の安全に関する関係法令等に基づき、当該施設の施工条件及び施工方法の下で安全確保上必要となる措置、異常現象等に対して安全確保上必要となる措置等を検討し、適切に安全管理を行い、事故又は災害の防止に努めることを規定する予定です。

(5) 施工管理及び安全管理の実施

施工管理及び安全管理は、専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準として規定する予定です。

(6) 施工時の安定

施工時に構造の安定が損なわれないような措置として、必要に応じて仮設工事を行うことを規定する予定です。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成19年3月下旬

施行日：平成19年4月1日（技術基準省令の施行予定日を同日）